



建築分野に関する 審査のガイドラインの補足

(新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的対応)

対応基準：日本技術者教育認定基準（2019年度～）

第1版 2020年12月16日

日本技術者教育認定機構

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 4階

TEL: 03-5439-5031 FAX: 03-5439-5033

E-mail: accreditation@jabee.org

URL: <https://jabee.org/>

建築分野に関する審査のガイドラインの補足 (新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的対応)

JABEE では、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19 と称する）拡大防止の観点から 2020 年度以降の認定・審査スケジュールを大幅に変更し、2020 年度 10 月 5 日付で「2020 年度の認定・審査スケジュールと審査方針について（改訂版）」及び「審査のガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的対応）」を公開しました。

認定種別：建築系学士修士課程については、UNESCO-UIA が求める国際的な基準（UNESCO-UIA 建築教育憲章）と整合する独自の認定種別として、2012 年度の JABEE 認定基準の改定を機に設定されたものです。そして、2019 年のキャンベラ協定への正式加盟に至る過程において、UNESCO-UIA 建築教育認定評議会による認証がなされる時点で、「実地審査における審査の重点を教育の成果物の吟味・精査におき、受審校にエビデンスの展示を求めること」を含む対応を定めていることから、2020 年度以降の審査においても、上記の対応とも整合する形で COVID-19 対策のための暫定的対応を行なっていく必要があります。したがって、「審査のガイドライン」を補完するかたちで、以下の通り「建築分野に関する審査のガイドラインの補足」を定めるものです。

この「建築分野に関する審査のガイドラインの補足」は、「審査のガイドライン」と同様に、2020 年度以降の COVID-19 感染拡大防止への対応としてわが国政府から指示された対策に従い、暫定的に変更した認定・審査の手順と方法に関して記載したものです。本文書の内容は「認定・審査の手順と方法」等の既存文書には反映されていません。本文書の内容は「審査のガイドライン」を補完するもので、本文書に記載のない部分については、「審査のガイドライン」の記載が優先されます。また、本文書が無効になったことの公表があるまでは、本文書の内容が既存文書記載内容に優先します。

1. 自己点検書の作成

補足事項なし

2. Web 会議の活用

(1) Web 会議の使用目的、実施時期

- 不要不急の人の移動や接触を避けるべき状況に鑑み、対面で行っていた審査を Web 会議等による審査に置き換える。したがって、3.(2)で規定する「やむを得ず実地審査を実施する場合」を除いて、対面型審査を原則として実施しない。

(2) 使用ツール

- 学習・教育到達目標の達成度評価について、その主要な評価対象物に設計及びデザイン課題作品等が含まれることを前提として、その保管、提示、展示等の手段として、JABEE から提供される Google Workspace の機能(ドライブ、カレンダー等)に加えて、必要となる適切な補助的なツール（電子資料の閲覧のための共用ホワイトボード等）を使用者の責任において活用して構わない。
- 設計及びデザイン課題作品等を含む評価対象物を的確に閲覧・確認するために、電子資料として提供されるファイルの形式、サイズ、解像度等を適切な水準に設定すること。
 - ◇ ファイル形式は PDF や JPEG などの汎用性のあるファイル形式とし、ファイルサイズは 20MB 程度までとする。基本的に読みやすさと、閲覧速度の両方に配慮すること。
 - ◇ ファイルを格納する方法（ドライブ内や教育システム上など）は問わないが、審査チームがアクセス出来る状態を確保し、閲覧性や操作性に配慮すること。
 - ◇ フォルダ構成については、教育課程(カリキュラム)との対応に照らして、授業科目の種別・名称により整理する方法と、学習・教育到達目標により整理する方法のいずれかを推奨する。

(3) 録画／録音／スクリーンショットに関する制限

補足事項なし

3. Web 会議による実地審査の代替実施

(1) Web 会議による実地審査代替の留意点

- 実地審査で確認していた「自己点検書および事前説明では確認できない(判定できない)認定基準との適合具合の確認・判定」を、Web 会議等で効果的・効率的に代替して評価・判定を行う。
- 分野別要件(勘案事項)として定めている内容に照らして、基準 1.2 の(a)～(i)のすべての項目に対する十分な達成度が保証されることが示されるために、修了生の達成している水準を確認するための根拠資料(設計及びデザイン課題作品を含む)は、プログラムの優れた成果を示す上位クラス、平均的な水準を表す中位クラス、及び合否のボーダーライン上にある資料を準備し、その展示を行なうことが原則である。
- 審査団/審査チームは、従来の実地審査であれば準備を依頼していた主要な評価対象物の所定の水準のものの展示について、認定基準の適合状況を確認・判定するために最小限必要となる閲覧・確認について、電子資料のアップロード・閲覧等による対応が可能か、その実施方法も含めて検討を依頼する。プログラムは、学内規則や準備作業量等も考慮の上、対応可能な範囲及び対応困難な部分について代案を回答する。その際、審査団/審査チームとプログラムとで準備会合を Web 会議等で実施

して、対応可能な範囲の調整をしてもよい。なお、**実地審査代替 Web 会議**等での確認用に電子ファイルで提供された資料等は、**実地審査最終面談相当の Web 会議**等終了時点までに審査団/審査チームが削除する(従来の実地審査でも、実地にて閲覧・確認した資料は持ち帰らないし、施設の撮影等はしていないため)。

- ◇ 主要な評価対象物の展示については、プログラムの優れた成果が総論的に閲覧・確認できること、的確に修了生の学習・教育到達目標の達成を点検・確認していること、の双方に留意して、所定の水準の対象物の閲覧・確認ができるように適切な配慮をすること。
- ◇ 主要な評価対象物の展示について、電子資料のアップロード・閲覧等により実施する場合には、アップロードするドライブ等のフォルダ構造について、その教育課程(カリキュラム)との対応に照らして、容易に閲覧・確認ができるように適切な配慮をすること(科目コード/番号、科目名称、所定の水準レベル等を適切に反映したファイル名称やフォルダ構成とするなど)。
- ◇ 主要な評価対象物の展示について、電子資料のアップロード・閲覧等により実施する場合には、その教育課程(カリキュラム)に照らして、主要な評価対象物の電子資料の概要や全体像が比較的短時間で閲覧・確認できるように適切な配慮をすること(例えば、電子資料の概要・サムネイル等を提供する、閲覧のための補助的なツールを利用するなど)。

(2) やむを得ず実地審査を実施する場合の条件と実施の際の留意点

- 自己点検書及び**Web 会議**で確認できない項目が残った場合(例えば、主要な評価対象物の所定の水準のものの展示について、図面や模型などの閲覧・確認を実空間で行なう方が適切として、プログラムが代案を回答した場合)等、**Web 会議**等で実地審査の代替が不可能な場合のみ、実地審査を実施する。
 - ◇ 実地審査により閲覧・確認を行なう主要な評価対象物の展示については、プログラムの示す代案に基づいて、実空間でないと閲覧・確認が困難な図面や模型などに限定して構成することでも構わない。
- 実地審査は1日以内で完了する内容とし、赴く審査員もその内容に不可欠な必要最小限とするが、赴く審査員の構成は当該認定種別の審査団の構成基準に照らして、原則として主審査員を含む2名以内とする。

(3) 新規審査での実地審査の考え方

補足事項なし

4. 同一校複数プログラム審査(一斉審査)の考え方

建築系学士修士課程プログラムとその学士課程部分に相当するエンジニアリング系学士課程プログラムを同一審査チームで審査する場合については、同一校複数プログラ

ム審査（一斉審査）の対象とならないため該当せず。エンジニアリング系学士課程プログラム単独での審査については「審査のガイドライン」に従う。

5. その他

(1) セキュリティへの配慮

補足事項なし

(2) 実地審査を実施しない場合の実地審査実施日の考え方

補足事項なし

以 上

(別紙については補足事項なし)